

有害鳥獣被害防止総合対策事業実施要領

第1 趣旨

近年、有害鳥獣による農作物等の被害が増加し、地域農業者の経済的・精神的負担が増加していることから、被害防止のための有効対策が急務となっている。

このため、有害鳥獣の被害防止対策として、下記事業に対する助成措置を講ずることにより、農業経営の安定と農作物の生産振興等を図ることを目的とする。

第2 事業の内容

(1) 防護柵設置事業

自己が所有若しくは耕作する農地、又は自己が所有する果樹若しくは花卉への防護柵（電気柵については、家庭用交流電源方式のものを除く。）の設置に対して、経費の一部を助成する。

(2) 狩猟免許取得支援事業

有害鳥獣捕獲を目的として新たに狩猟免許を取得した者に対して、経費の全額を助成する。

(3) 地域活動支援事業

有害鳥獣被害防止対策を目的として行う地域の活動に対して、経費の一部を助成する。

(4) 狩猟免許更新支援事業

有害鳥獣捕獲を目的として狩猟免許を更新した者、又は（一社）福島県猟友会が南相馬市内に有する支部（小高支部、鹿島支部、原町支部）に対して、経費の全額を助成する。

(5) 捕獲活動技術向上支援事業

有害鳥獣捕獲時の事故防止と捕獲技術の向上を図るため、（一社）福島県猟友会が南相馬市内に有する支部（小高支部、鹿島支部、原町支部）に対して、必要経費を助成する。

第3 事業の要件

(1) 防護柵設置事業

本事業は、以下の要件を全て満たすものを対象とする。

事業主体... 南相馬市に住所を有する、集落を基礎とした3戸以上の農業者の組織（以下「農業者組織等」という）又は農業者。

実施地区... 南相馬市内において被害が現に発生している、あるいはそのおそれがある地区。

継続性... 南相馬市内において本事業と併せて被害防止に必要な対策

(農地周囲の藪の刈払い・エサとなりうるものの撤去等)を効果的に実施し、継続的な取り組みを行うと認められること。

(2) 狩猟免許取得支援事業

本事業は、以下の要件を全て満たすものを対象とする。

事業主体... 南相馬市に住所を有する当該年度の新規狩猟免許取得者。

継続性... 南相馬市内において有害鳥獣捕獲等を目的とした野生鳥獣の捕獲を継続的に行うと認められること。

(3) 地域活動支援事業

本事業は、以下の要件を全て満たすものを対象とする。

事業主体... 南相馬市内において有害鳥獣被害防止対策を目的として、地域活動を行う行政区。

継続性... 南相馬市内において本事業と併せて被害防止に必要な対策(農地周囲の藪の刈払い・エサとなりうるものの撤去等)を効果的に実施し、継続的な取り組みを行うと認められること。

(4) 狩猟免許更新支援事業

本事業は、以下の要件を全て満たすものを対象とする。

事業主体... 南相馬市に住所を有する当該年度の狩猟免許更新者、又は(一社)福島県猟友会が南相馬市内に有する支部(小高支部、鹿島支部、原町支部)。

継続性... 南相馬市内において有害鳥獣捕獲等を目的とした野生鳥獣の捕獲を継続的に行うと認められること。

(5) 捕獲活動技術向上支援事業

本事業は、以下の要件を全て満たすものを対象とする。

事業主体... (一社)福島県猟友会が南相馬市内に有する支部(小高支部、鹿島支部、原町支部)。

継続性... 南相馬市内において有害鳥獣捕獲等を目的とした野生鳥獣の捕獲を継続的に行うと認められること。

第4 助成措置

(1) 防護柵設置事業

市は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費(資材購入費に限る。)について、農業者組織等にあってはその2分の1以内を、農業者にあってはその3分の1以内を補助するものとする。

但し、農業者組織等にあっては1件あたり300,000円、農業者にあっては1件あたり50,000円を補助金額の上限とする。

(2) 狩猟免許取得支援事業

市は、予算の範囲内において、狩猟免許試験予備講習会受講料（講習会受講のみの助成は行わない。）及び狩猟免許受験手数料の全額を補助するものとする。

但し、狩猟免許試験予備講習会受講料及び狩猟免許受験手数料については2回及び2種類を限度とする。

なお、南相馬市農林水産業振興事業補助金交付要綱（平成18年1月1日告示第114号）第9条の実績報告は、南相馬市補助金等の交付等に関する規則（平成18年1月1日規則第38号）（以下「規則という。」）第4条の補助申請をもって、同規則第13条の実績報告をしたものとみなす。

(3) 地域活動支援事業

市は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、1回あたり100,000円、2回を上限として補助するものとする。

また、本事業により草刈り・果樹伐採を行う場合は別表3に記載する交付単価に基づき補助金額を決定するものとする。

但し、1回あたりの補助金額が10,000円に満たないものは、助成の対象外とする。

(4) 狩猟免許更新支援事業

市は、予算の範囲内において、狩猟免許更新手数料の全額を補助するものとする。

但し、狩猟免許更新手数料については2種類を限度とする。

なお、南相馬市農林水産業振興事業補助金交付要綱（平成18年1月1日告示第114号）第9条の実績報告は、南相馬市補助金等の交付等に関する規則（平成18年1月1日規則第38号）（以下「規則という。」）第4条の補助申請をもって、同規則第13条の実績報告をしたものとみなす。

(5) 捕獲活動技術向上支援事業

市は、予算の範囲内において、射撃場での射撃訓練に関する費用を補助する。但し、参加者1人あたり12,000円とし、2回を上限として補助するものとする。

附則

この要領は平成19年4月2日から施行する。

（要綱の改正に伴い要領整備）

この要領は平成20年4月1日から施行する。

（一部改正内容：農業者個人申請承認、助成下限金額の追加）

この要領は平成22年4月1日から施行する。

(一部改正内容：事業名を有害鳥獣被害防止総合対策事業に変更)

この要領は平成23年4月1日から施行する。

(改正内容：対象を有害鳥獣全般に拡大すると共に、電気柵以外の防護柵を対象に拡大。狩猟免許取得支援事業及び地域活動支援事業を追加。)

この要領は平成28年10月18日から施行する。

(改正内容：狩猟免許取得支援事業における実績報告を省略。)

この要領は平成29年4月1日から施行する。

(改正内容：狩猟免許更新支援事業及び捕獲活動技術向上支援事業を追加。)

この要領は平成29年11月24日から施行する。

(改正内容：防護柵設置事業の事業量及び地域活動支援事業の経費対象用途を拡大。)

この要領は平成30年7月6日から施行する。

(一部改正内容：狩猟免許更新支援事業の事業主体対象範囲を拡大。)

この要領は令和2年4月1日から施行する。

(一部改正内容：防護柵設置事業の事業量及び補助金下限を削除。狩猟免許取得支援事業、地域活動支援事業及び狩猟免許更新支援事業の補助条件を変更。)

この要領は令和3年1月21日から施行する。

(一部改正内容：地域活動支援事業の補助条件を追加。)

この要領は令和3年4月1日から施行する。

(一部改正内容：地域活動支援事業の上限額増額、狩猟免許取得支援事業及び狩猟免許更新支援事業の補助対象に網猟免許を追加。)

別表 1 (防護柵設置事業要件等一覧)

事業名	防護柵設置事業	
事業主体	農業者組織等 (集落を基礎、3戸以上)	農業者(個人)
実施地区	被害が現に発生、あるいはそのおそれがある地区	
継続性	本事業と併せて被害防止に必要な対策(農地周囲の藪の刈払い・エサとなりうるものの撤去等)を効果的に実施し、継続的な取り組みを行うと認められること	
対象経費	資材(防護柵)購入経費	
補助率	1/2以内(予算範囲内)	1/3以内(予算範囲内)
補助金 上限	300,000円	50,000円

家庭用交流電源方式の電気柵は、補助の対象外としています。(家畜電牧柵等に目的外転用できるほか、自宅から離れたほ場に被害が発生した場合に対応できないため。)

別表 2 (狩猟免許取得支援事業要件等一覧)

事業名	狩猟免許取得支援事業	
事業主体	南相馬市に住所を有する当該年度の新規狩猟免許取得者	
継続性	本事業と併せて被害防止に必要な対策(農地周囲の藪の刈払い・エサとなりうるものの撤去等)を効果的に実施し、継続的な取り組みを行うと認められること。	
対象経費	狩猟免許試験予備講習会受講料	狩猟免許受験手数料
補助額	経費の全額	経費の全額
補助条件	2回及び2種類を限度とする。	2回及び2種類を限度とする。

別表3（地域活動支援事業要件等一覧）

事業名	地域活動支援事業	
事業主体	南相馬市内において有害鳥獣被害防止対策を目的として、地域活動を行う行政区。	
継続性	南相馬市内において有害鳥獣被害防止を目的として、地域活動を継続的に行うと認められること。	
対象経費	地域ぐるみの有害鳥獣被害防止に要する経費	
区分	消耗品・備品の購入	草刈り・果樹伐採
補助額	経費の全額	<p>雑草・雑木・竹の刈払い、有害鳥獣対策の緩衝帯の設置等の取組 交付単価：30,000円/10a 果樹の伐採に要する費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・胸高の幹周の長さが30cm未満 2,900円/1本 ・胸高の幹周の長さが30cm以上60cm未満 11,000円/1本 ・胸高の幹周の長さが60cm以上90cm未満 28,000円/1本 ・胸高の幹周の長さが90cm以上 50,000円/1本 <p>人件費、燃料費、機械リース費、委託費を含む 処分及び運搬に係る費用を除く</p>
補助条件	1回あたり100,000円、2回を限度とする。	
	1回あたりの補助金額が10,000円に満たないものは、助成の対象外とする。	

別表 4（狩猟免許更新支援事業要件等一覧）

事業名	狩猟免許更新支援事業
事業主体	南相馬市に住所を有する当該年度の狩猟免許更新者、 又は（一社）福島県猟友会が南相馬市内に有する支部 （小高支部、鹿島支部、原町支部）
継続性	南相馬市内において有害鳥獣捕獲等を目的とした野生鳥獣の捕獲 を継続的に行うと認められること。
対象経費	狩猟免許更新手数料
補助額	経費の全額
補助条件	2種類を限度とする。

別表 5（捕獲活動技術向上支援事業要件等一覧）

事業名	捕獲活動技術向上支援事業
事業主体	（一社）福島県猟友会が南相馬市内に有する支部 （小高支部、鹿島支部、原町支部）
継続性	南相馬市内において有害鳥獣捕獲等を目的とした野生鳥獣の捕獲 を継続的に行うと認められること。
対象経費	射撃訓練費用
補助額	参加者1人あたり12,000円
補助条件	2回を限度とする。